

第7回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成18年6月22日（木）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

天野和生委員，木山博雅委員，小島淳委員，末金絹枝委員，長岡哲次委員，仁後八重子委員，橋本明久委員，廣永伸行委員，松田克義委員，的場真介委員，山崎博幸委員

※近藤恒一委員，益田佐和子委員は都合により欠席

（事務担当者）

森安祥子主任書記官

山本信善事務局長，栗栖清次民事首席書記官，家室章刑事首席書記官，須谷好晴事務局次長，奥靖史総務課長，大林俊二総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会宣言（総務課長）

(2) 所長あいさつ

(3) 委員の自己紹介

(4) 意見交換

森安祥子主任書記官から岡山地方裁判所における労働審判制度の運用状況についての説明が，奥靖史総務課長から岡山地方裁判所における裁判員制度の広報についての説明がそれぞれなされ，意見交換が行われた（発言の要旨は5のとおり）。

(5) 次回の予定

日 時 11月17日（金）午後2時

テーマ 未定

5 意見交換（労働審判制度の運用状況，裁判員制度の広報について）の発言要旨

（○委員，□事務担当者）

- 4月から労働審判制度が導入されたとのことであるが，従来は県の労働委員会に持ち込まれていたものが裁判所に移行したのか。
- 集団的な労働関係は今までどおり労働委員会で扱い，個別的な労働関係が労働審判で扱われている。労働審判制度は個別労働紛争のみを対象とする制度である。
- 労働審判員の人選は，どのように行われているのか。
- 労使の推薦母体からの被推薦者名簿に基づき，岡山でも検討した上で，最高裁が任命している。
- 消費生活センターにも労働関係の相談があり，今までは労働委員会や労働基準監督署等を紹介していた。労働審判制度が導入されたということで，これからは裁判所に直接行ってもらってよいのか，それとも弁護士会に紹介した方がよいのか。
- 労働審判は弁護士が付いていなくてもできるが，弁護士会に労働関係の相談窓口ができているので，弁護士会に相談してみるように言っていただければよいと思う。
- 裁判員制度の広報については，岡山地方検察庁では，講師の派遣先をとにかく開拓するようにしており，病院，企業等に講師を派遣して説明している。
- 裁判所においては，裁判員制度の説明をしてほしいとの依頼が多くあるので，それに応えることが主眼になっている。
- 検察庁が独自に広報を行うことにも限界があり，裁判所と弁護士会の三者が協調して取り組む必要がある。
- 裁判所が親しみやすいところだと思ってもらうのがよい。憲法週間行事等で裁判所，検察庁，弁護士会の見学ツアーを行っているとのことであったが，

裁判所に興味のない人にいかに興味を持ってもらえるのかという観点から考えてみるべきである。例えば、中学校等の教育機関で出張講義を行うに際し、生徒の親にも出席してもらおうとか、また、生徒に模擬裁判を実際にさせ、その際、親に参加させるというのはどうか。

- 地元新聞紙上に裁判員制度関連の記事がどのくらい載っているか調べてみたら、平成13年2月から平成18年6月までで357件あった。これは、だいたい週に1本の記事が載っている計算になり、国民が裁判員制度についての記事を目にする機会は多いということになる。予算に限りがあるとは思いますが、市民講座、出前講座等に出向いているということであるが、どこに行っているのか、誰が行っているのか、その頻度はどうかを検証し、効果的な方策を検討する努力も必要だと思う。
- 商工会議所の会員には100事業所くらいある。企業も裁判員制度に関心があると思う。夏か秋口に総務部長クラスを集めようと思っており30社くらいは集まるので、そこで説明をしてもらってもいいと思う。
- 消費生活センターに相談に来る人の中にも裁判所に行きにくいと思っている人がいる。裁判所は怖いところでも行きにくいところでもない、身近なところ、行きやすいところなんだと宣伝してもらったらいい。裁判所が市民の中に入っていく必要がある。また、説明については、話よりもビデオの方が映画でも見るような感じで入りやすいと思う。
- 裁判員制度に関心を持ってもらえるかどうかは、法曹三者自身が裁判員制度に魅力を感じているかどうかによる。魅力を感じていれば、広報ももっと積極化するはずである。また、不安に思っている人は、裁判員制度の細かい中身は分からずに、今の段階で将来の不安を嗅ぎ取っているのだと思う。裁判員がどうやって選ばれるのか、そこを明らかにするのがよい。広報はキーパーソンに対してやっていけば、相当広まると思う。

以 上